

公私書札禮と社會秩序

——書儀に見る おおやけ と わたくし *

山本孝子

はじめに

書儀の中では、差出人と受取人の尊卑長幼上下親疎の關係に基づき、實行されるべき書札禮がはっきりと示されている。その書札禮の中核を爲すのが内外族書儀であり、四海書儀や僧尼書儀においても、内外族書儀の書式・言語體系を基準としつつ、義兄弟や師弟の間での擬似的な家族關係を書簡中に再現することで差出人と受取人、兩者の關係が保たれていたことはすでに指摘している通りである¹。では、官人の方での書札禮ではどうであろうか。また、皇帝への表ではどうであろうか。本稿では、官人や皇帝といった廣い意味での公人が差出人・受取人となる おおやけ に關わる書儀がどのような構造、どのような秩序で成り立っているか、その背景も含めて考察を進めていきたい。

1. 官人間の書簡——S.6537v 『大唐新定吉凶書儀』「寮屬起居」「典吏起居」を中心に

官人の方で交わされる書簡の中心を占めるのが、起居啓(ノ状)および各種賀狀である。ここでは當該部分にテキストの缺損がなく、凡例が附され比較的整理されたかたちで模範文が收録されている S.6537v 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「寮屬起居」「典吏起居」を取り上げ、官人間の書札禮について議論を進めていきたい。まずは、テキストを示す²。

*本稿は日本學術振興會科學研究費助成(特別研究員奨励費「唐・五代期の僧尼の書儀・書簡文に關する文獻學的考察」)による成果の一部である。

¹ [山本 2012] 参照。

² 録文の作成に當たっては [趙和平 1993] 480-517 頁を参照したが、原寫本との對象および文意により改めた部分がある(特に註釋であると見做した部分)。

標題部分を太字にした。

内容から判断して註釋であるべき部分も原寫本では本文と同じ大きさの文字で書かれているが、ここでは文字を小さくして〔 〕内に示した。

寮屬起居第六

起居啓

孟春猶寒、伏惟 官位尊體動止萬福。即日某蒙恩、限以卑守、不獲拜伏。下〔情〕惶懼。謹奉啓起居不宣。謹啓。 某月 日具官姓名啓。

封啓様

謹謹上官閣下	具官銜姓名啓封
--------	---------

賀正冬啓

某啓。元正啓祚、萬物惟新〔冬至云「晷運推移、日南長至」〕。伏惟 官位膺時納祐、啓（罄）無不宜。某乙限以卑守、不獲隨例拜賀、下情無任惶懼。謹奉啓不宣。謹啓。某月日具官銜姓名啓。

賀人改官啓及如（加）階

某啓。孟春猶寒、伏惟 官位尊體動止萬福。即日某蒙恩、伏承天恩加榮命〔加階即云「伏承天恩加階詔（秩）」〕、某乙〔下〕情無任忭躍。限以卑守、不獲拜賀、伏增惶懼。謹奉啓不宣。謹啓。 某月日具官銜姓名啓。

右凡封啓題、位高下竝准此様³、仍須好紙。壞（？）取好緊薄細者（著？）楷書如厚則闊大不勘。「啓」字稍少（小）於「狀」（？）少□（許？）⁴。凡啓中有「起居」字、得通容上頭平闕、最好封了、則以一張紙裏、以防損汚。凡前人官至郎中已上、竝須云「閣下」。員外〔郎〕已下至懸（縣）令、竝云「記室」。如賜緋云「記室」、賜紫〔云〕「閣下」、六品已下云「執事」。

典史起居第七

起居啓

某啓。孟春猶寒、伏惟 管（官）位尊體起居萬福。某乙卑役有限、不獲拜伏、下情無任戰懼。謹奉啓起居不宣。謹啓。

³「封啓様」の圖を指していると考えられる。

⁴「壞（？）取好緊薄細者（著？）楷書如厚則闊大不勘。「啓」字稍少（小）於「狀」（？）少□（許？）」の一文に關しては、前半は『新集吉凶書儀』『通婚書・別紙』に「切須好紙張、謹楷書、緊卷於函中」、『五杉練若新學備用』卷中「慰書式様」に「須用細緊紙繩子」とあるのと同じく、料紙の選擇、字体、書簡の巻き方（封緘方法）についての説明、後半はおそらく「啓」と「狀」の相違點についての注意書きであると思われるが、誤字が疑われ文意がつかめない。あるいは署名の仕方に関及するか。『五杉集』卷中「論書題高下」に「卑人與尊人名須端謹、小書或手書咨目手謹密、即草押號、亦須端小。凡草置號於書上、題内銜位近『狀』字、低小置之」と見える。

賀正表

某月日某職姓名啓。

賀正冬啓

某乙啓。元正啓祚、萬物惟新〔冬至云「晷運推移、日南長至」〕。伏惟 官位膺時納祐、罄無不宜。某乙卑役有限、不獲隨例拜賀、下情無任戰懼。不宣。謹啓。某月日〔某〕職姓名啓。

凡典吏（史）修啓狀、切不得著前人官位、「閣下」「記室」「謹空」字。依前様⁵封題訖、更重裏。若以職卑納前人官職高、只含有啓、下⁶不含有狀。如有切事、要附委曲報事、宜別作公狀。「具言某事〔一一開項〕、右〔如此事以前〕件狀如前、謹錄上某月日某職姓名狀」。凡百姓在他州充職事、應送書啓、上本郡官表（長）。「具言百姓某職某乙狀上」。如面見本部（郡）官長、通名紙亦准上。如故〔吏〕亦云「故吏△乙狀」。

1.1 起居啓と起居狀の書式

起居啓・起居狀の書式は、基本的に内外族書儀などに廣く用いられる私信のものと大きく異なるところはない⁷。實例として一點、P.2555Pièce2 を取り上げ、書儀と比較しつつ検討していきたい。

- 1 (a) 季秋霜冷、(b) 伏惟
- 2 長史留後尊體動止萬福。(c) 即日弘直蒙恩、(d) 限
- 3 以所守、未由伏 謁。(e) 謹專奉狀
- 4 起居、不宣。謹狀。
- 5 九月廿三日守肅州長史檢校國子祭酒兼御史中丞上柱國周弘直狀上
- 6 長史留後閣下
- 7 謹空

差出人は肅州の長史である周弘直、受取人は長史留後である。冒頭(a)時候のあいさつから始まり、(b)受取人の健康を氣遣う表現、(c)差出人側の日常の様子を報告が續いたあと、(d)會いに行くことができない理由が述べられ、(e)書き止めの定型句で締めくくられる。最後に(f)題書が記され、「謹空」以下は料紙の

⁵「封啓様」の圖を指していると考えられる。

⁶「下」は衍字か。

⁷但し、書簡冒頭の「某啓」は内外族書儀では用いられず、「啓」に代えて「言」や「白」が用いられる。書儀に基づく私信の書式については、[山本 2010]および[山本 2011]を参照。また、實際の書簡文によって復元される書式は[坂尻 2012] 383 頁、圖 3 参照。

半分ほどが空白になっている。起居儀や起居制度と関連し、決まった時期に書簡を送ることがある種の義務となっており⁸、書簡を送ること自体が重要であったことが読み取れる。本文に相当する部分がなく、通信文として實質的な内容は持たずとも書簡として成り立っていたのである。

書儀と比較して、用語に多少の違いは見られるものの、意味するところはほぼ一致している。また、4行目の「起居」の字も S.6537v 凡例にあった通り、平闕されている。ここで注目すべきは、3・4・5行目にそれぞれ見える「狀」、6行目の「閣下」および7行目の「謹空」である。S.6537v には誤寫があるようで文意がわかりづらいものの、「典史起居第七」の凡例によれば、受取人の立場に應じて啓と狀を使い分けねばならず、自分より官職が上の者に出す啓（「啓狀」）では受取人の官位や「閣下」「記室」「謹空」といった語は用いてはならなかったようである。P.2646 他『新集吉凶書儀』には起居啓・起居狀ともに模範文が示されているので、該當部分を次に示す（下線は筆者による）。

起居啓

寮屬起居啓狀等

△啓。孟春猶寒、伏惟 官位 尊體動止萬福。即日△蒙恩<sup>蒙恩下有
事任言</sup>。限以卑守、不獲拜伏、下情無任惶懼。謹奉 啓 起居不宣。謹 啓。△月日具官階姓名 啓。

... 中略 ...

起居狀

孟春猶寒、伏惟 △官 尊體動止萬福。即日△蒙恩。限以卑守、不獲拜伏、下情無任戀結之至。謹奉 狀 起居不宣。謹 狀。△月日具官階姓名狀上。

官位閣下 謹空<sup>須開
項書</sup>

「起居啓」の書式は、先に見た S.6537v や P.2555Pièce2 とほぼ同じであることが確認できる。「起居啓」の標題のあとさらに「寮屬起居啓狀等」とあり、S.6537v 凡例の「凡典史修啓狀...」でも「起居啓」を指して「啓狀」と稱されていたものと推測される。もしそうであれば、續く説明がこの『新集吉凶書儀』の起居狀と起居啓の間に見える差異ともちょうど符合する。両者の異なる部分を下線で示した通り、「閣下」や「記室」といった脇付や「謹空」の文字は狀にのみで啓には見られない。さらに、啓の場合は「蒙恩」の後に他の用件などを書き連ねることがで

⁸書簡の中でも「不獲隨例拜賀」(S.1725v「(擬)書儀」「賀加官啓」、『新定書儀鏡』「賀正冬啓」)、P.2646 他『新集吉凶書儀』「賀正冬啓」など」といった文言が見え、特定の時期に拜賀することが慣例となっていたことがうかがえる。起居儀・起居制度については、[杜文玉 2005] [吳麗娛 2007] 参照。

きるが⁹、先に挙げた P.2555Pièce2 でも定型句が並ぶだけで實質的な内容を含まなかったように、状の場合は許されない。S.6537v 凡例にある通り別の適切な書式を用いて、改めて記さねばならないのである。

② 具言某事 二 開項 右 如前 ③ 以 ④ 件狀如前。謹錄上。 ⑤ 某月日某職姓名狀。	右：出土文書より復元される「狀」書式〔赤木 2008〕77頁、圖より） 左：『大唐新定吉凶書儀』「典史起居第七」凡例に見える「公狀」書式（對應する番號を附した） ⑥ 狀（上申文書） ① 發出主体 狀上 宛先 ② 事書 ③ 右：（本文）……謹錄狀上 or 謹狀 or 請処分 or 聽裁 ④ 牒件 狀 如 前。謹 牒。 ⑤ 年月日 發信者 牒 ※① 狀上十宛先はしばしば省略される。 ※③ 本文は①冒頭行よりも一字から二字ほど下げて書く。 ※④ 定額句は①と同じ高さから書き始め、③本文よりもやや字間を広くとる。 ※⑤ 発信者の直後に「牒」と記す。
---	---

1.2 おおやけ と わたくし の使い分け

先に確認したように、起居啓・起居狀は一般的な私信の書式で書かれていたが¹⁰、「典史起居第七」末尾の凡例部分には他の書式を用いるべき場合が示されている。つまり、起居啓では本文を書き加えることが可能であったが、起居狀では本文に当たる部分は別の書式を以って述べる必要があった。急ぎの用件があれば委曲によって報告を行い、さらに「公狀」を作成せねばならなかったのである。委曲は公式令にも規定がなく、父母から子、師から弟子の書簡にも用いられることから、私信の書式であると見做される¹¹。「公狀」については合わせて書式も示されているので、次に見ておきたい。

「公狀」では、冒頭にひとつずつ行を改めて用件を箇条書きにする（「一一開項」）。次に「右」から始まる本文が記され、事書きの用件について詳しく内容を述べ、末

⁹敦煌に残る書簡文の中には、P.3197v6「文瑞等與司空起居啓」のように本文のないものもある。

¹⁰宋代の司馬光『書儀』では、起居啓（ノ狀）に相當する書簡文は「私書」に分類されている。卷一に示される模範文のうち、皇帝などへの上奏文は「表奏」に、官府間で遣り取りされる狀・牒は「公文」に、その他官人間の交際にかかる書簡は「私書」に、親族や奴僕への書簡は「家書」にそれぞれ収録される。これは〔吳麗娛 2007〕が指摘するように、書式は公文書のものでありながら公務・公用における通信文ではないため、官人間で交わされる書簡であるが「私書」と見做されたものであろう。

¹¹委曲については〔梁太濟 2000〕〔樊・史 2009〕〔李嵩 2010〕〔山本 2012〕参照。

尾は「件狀如前。謹録上」で締めくくられる。上に示した通り、この書式は赤木氏が書簡の実例をもとに復元された狀式文書の書式と共通する部分が多い¹²。この書儀の凡例に示される規定により従來の復元を裏付けることができるであろう。「公狀」とは、わたくしの書式で書かれる「起居狀」とは異なり、おおやけの書式で記される公文書としての狀をいうものと考えられる¹³。このように私信の書式を借りて記される起居狀・委曲と公文書である狀式文書が、差出人と受取人が同じであっても用途に合わせて使い分けられていたのである¹⁴。

¹² [赤木 2003]、[赤木 2008] 参照。

¹³ 司馬光『書儀』卷一「私書」「上尊官時候啓狀」の註でも「裴書儀、僚屬典史起居長啓狀止如此。無如公狀之式者」とあり、裴儀では僚屬典史が自分より官が上の者に起居啓を送る際には先に示した例文のように書き留め、「公狀」のように式に規定されてはいなかったことが述べられる。私信の書式を用いる起居啓（ノ狀）と「公狀」の関係はここからも読み取ることができる。また、續く「今以裴之啓狀爲大書」の一文から、この種の「啓狀」はのちに「大書」と呼ばれるようになったことがわかる。なお、『五杉集』巻中では「大狀様」として「具銜 某 右△事云云、謹録狀上牒件狀如前。謹 某年月 日具銜 某 牒。封様 謹寫 狀上 某官座前 具銜 某 謹封」とほぼ同じ書式が収められているのに加え、「論書題高下」では「某啓者、或高或位、若不用大狀及首銜書、即須用『某啓』、或乎交亦同、即其間言語有尊卑去就。…（中略）…卑人與尊人須著『某啓』、不著、又失禮。尊人與卑人、即不用『某啓』」とあり、書簡冒頭の「某啓」は上行文書に用いるものであったらしい。

¹⁴ 逆に完全に わたくしの範疇に屬する内外族書儀の中でも おおやけの生活について觸れられることがある。最も多いのは、直接訪問できず書簡を以て代える理由として公務をあげ、P.3502 他『新集諸家九族尊卑書儀』「與伯叔兄姉姑姨兄姊書」「即日△蒙恩、限以公務、拜觀未由、無任馳戀之至」のように示される場合であり、官人書儀であれば「限以卑守」「卑役有限」などと職責を離れられないと書かれる部分である。また、夫婦間の書簡でも、P.2646 他『新集吉凶書儀』「妻與夫書」末尾の題書に「△氏兒狀上云「内狀上」亦得△郎或呼官位記室亦云「侍者」」とあるように、「官位」を記すことがあったようである。また S.6537v では續いて百姓が狀を出す場合について述べられており、これに對應する書簡の実例は P.2222B 「燉煌鄉百姓張祇三等狀」や P.3730 「慈惠鄉百姓李進達狀」などに見られる。P.3730 については後半部分が缺損しているが、P.2222B は首尾完存する。P.2222B については [赤木 2003] 参照。さらに本郡官長にまみえる際の「名紙」についても言及がある。名紙については、P.2622 他『新集吉凶書儀』や司馬光『書儀』巻一で觸れられているほか、『北夢瑣言』巻九「李璣尚書改切韻」の記述からはそのおおよその性質が読み取れる。「古之製字卷紙題姓名、號曰名紙。大中年、薛保遜爲舉場頭角、人皆體效、方作門狀。洎後仍以所懷列於啓事、隨啓詣公相門、號爲門狀、門啓。雖繁於名紙、各便於時也。書云『謹祇候起居郎某官』、即是『起居』在前、『某官』在後。至今顛倒、無人改更矣。有朝廷改之、亦美事也。」（北京：中華書局，2002，198-199 頁）つまり、名紙とは紙に姓名を記したものをいうのであり、その後同じ性質・役割を持つものとして姓名だけでなく「謹祇候起居郎某官」といった内容を含む門狀や門啓が用いられるようになり、誰かを訪問し拜謁を求める際に門のところで手渡されていた。

2. おおやけ と わたくし の對應

2.1 書札禮の共通點——皇帝と父母に對する禮を中心に

ここでは、書儀に見られる公私書札禮について、皇帝と父母に對する用語・様式の共通點に注目して順に見ていきたい。

【言語表現に關して——「崩背」】

「崩背」という語は皇帝と父母の死に對してのみ用いられる。すでに指摘がある通り、古い用例では「崩背」は専ら皇帝の崩御を指している¹⁵。しかし、使用範圍が擴大して尊者一般に用いられるようになったというのは正確ではないと思われる。書儀の中ではやはり皇帝や父母に限られており、S.1438vの中で「大師」に對して「崩背」とあるのは弔いを受ける「閻梨」、つまり書簡の受取人である僧侶にとっては「大師」は世俗の父母に相当する人物であったためである¹⁶。

【書式に關して——平闕の對象】

公私書簡文でどのような場合に平闕すべきなのか、S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「公移平闕式第三」に見える規定を確認したい。

大道、至道、玄道、道本、道源、道宗、昊天、上天、天神、后土、地祇、上帝、皇祖、皇孝（考）、神靈、皇帝、天子、[皇]妣、穹蒼、五方帝、九天、乾象、乾符、坤道、坤珍、坤德、坤儀、天皇、天帝、太皇太后、皇后、皇帝、天子、陛下、我太子、至尊、皇禰、廣（廟）號、我國家、我后。
右已前件、公中表奏，准式並平闕。

…（中略）…

高祖、曾祖、祖、翁婆、外族耶娘、茲（慈）顏、尊親、尊體、動止、起居、寢善（膳）、伯叔姑舅姨、桑梓、墳塋。
右前件家私書疏，准式並平闕。

「准式」とあるように、これらはいずれも式により明確に、公的に定められたものである。平闕については『大唐六典』卷四にも「凡上表疏箋啓及判策文章如平闕之式、謂昊天、后土、天神、地祇、上帝、天帝、廟號、禰皇、祖妣、皇考、皇妣、先帝、先后、皇帝、天子、陛下、至尊、太皇、太后、皇太后、皇后、皇太子皆平出」とあり、P.2504にも「平闕式」「不闕式」「新平闕令」「舊平闕式」が見え、『大唐六典』よりもさらに詳しいものの、管見の限りではあるが私信に關する規定はこ

¹⁵ [張小豔 2007] 159 頁。

¹⁶ この大師の死を悼む弔いの書簡は、P.2616v 他『新定書儀鏡』「四海吊答書廿首」に收められる「吊遭父母喪書」とほぼ一致する。[山本 2011] 參照。

の『大唐新定吉凶書儀』「公移平闕式」にしか見られない。また、これ以外の語句についても、敦煌の書簡の實物では、「尚書」(S.376, 6行目)「阿郎」(S.526, 5・10・11行目)など書簡の受取人以外の第三者に対する平闕は少なくなく¹⁷、式の規定の範囲を超える¹⁸。公私に関わらず特定の対象については常に平闕が行われていたことが読み取れると同時に、差出人と受取人に共通する絶対的な敬意の対象の存在がうかがえる¹⁹。一方で、「家私書疏」で平闕の対象となる「耶娘」などについてはそれほど厳格に守られていないようで、平出あるいは闕字されていない場合も見られる²⁰。

【書札禮以外の共通點——服喪期間】

書儀の中で書札禮に関わらない部分にも、公私における對應が見える。服喪について、S.1725「(擬)書儀」(唐前期)では「子爲父斬衰三年。諸侯爲天子斬衰三年」とあり、子の父に対する服喪と、諸侯の天子に対する服喪が同じく斬衰三年と規定されている。なお、庶人の場合は天子、國官、國君に対していずれも「齊衰三月」とあり、孫の高祖・曾祖に対する服喪と同等である。諸侯の方が庶人よりも天子との関係が近いものとして位置付けられていたようである²¹。

2.2 おおやけ の書札禮の構成

敦煌發見の書儀・書簡文からは、おおやけ と わたくし に共通して用いられる様式が存在したことがわかる。まず、前節では皇帝と父母に対する禮について確認した。またこれまでに「委曲」と呼ばれる下行文書の書式は、主従関係にある官人の間で送られる書簡、あるいは尊屬から卑屬への家書的一种として用いられていたこと、ハコを用いた封緘方法や「全」字印の使用も おおやけ と わたくし に共通していることをすでに見ている²²。なぜこのような共通點が見

¹⁷ 受取人の呼稱に関しては P.3442『書儀』「與極尊書」註に「并平闕之」とあるように、一律平闕が行われている。

¹⁸ その対象は地方政權のトップであり、皇帝や父母に準ずるかたちで平闕されており、その地位、位置付けがうかがえる。

¹⁹ S.376 に見える「尚書」から「鄧法律」に宛てた書簡の中(6行目)で、差出人である「尚書」が平出されている點は注目に値する。P.2992v に見える書簡草稿数通のうち、三通目の兄大王から弟順化可汗天子へ宛てた書簡でも同様に差出人「兄大王」に対しても平闕されているが、これもこの草稿を書寫した人物の「兄大王」に対する敬意が表されたものではないようである。

²⁰ 例えば、S.5804v の僧・智辯が母親を亡くした孟蘭梨を弔う書簡では1行目の「孟蘭梨慈母」、S.4685 では受取人である「慈母」(2行目)、羽071でも受取人である「阿耶」(9・13行目)に対してそれぞれ平闕されてない。

²¹ 関連する事柄として [呉麗娛 2002] 234 頁では、國忌と私忌の對應について指摘がある。

²² [山本 2013] 参照。

られるのであろうか。 おおやけ と わたくし の對應關係も内外族書儀を基準として組み立てられた書札禮であるととらえることが可能であろうか。

公私書札禮においてこれまでに確認したような共通の要素が存在しうるひとつの理由には、そもそもその様式の汎用性が高いということが関係していると思われる。例えば、ハコを用いた封緘方法、「全」字印の使用がその一例であり、木製のハコの使用は、紙と比較したときの鄭重さなどを考慮すれば書札禮の輕重とも結びつくが、むしろ送付する内容物の形態や性質に大きく関わっている²³。また、委曲についても實際に幅廣い用途で運用される通り²⁴、短く簡明な書式で公私ともに導入されやすい形式であったように思われる。

しかし、もうひとつの要因として、やはり内外族書儀との對應を意識した部分があるのではないだろうか。『禮記』「祭統」に「忠臣以事其君、孝子以事其親、其本一也（忠臣が君につかえるのと、孝子が親につかえることは、本來同じことである）」²⁵との記述もあり、書儀の中では内外族間の相互關係を濃過的・基本的な指標としつつ、皇帝中心に置き換えて整序する働きが期待されたと考えられる。この點は、先に見た天子に對する服喪において、天子と諸侯は父子、天子と庶人は祖孫と同等であったことが象徴しているであろう。またここでは直接の君臣主從關係にない庶人も取り込まれていることは注目に値する。

ただ前節で例示した共通點は、皇帝や父母との「タテ」の關係に集中（あるいは庶人も取り込み、皇帝を頂點とするピラミッド型を形成）しており、これまでに見た四海書儀や僧尼書儀の場合とはやや異なる。四海書儀や僧尼書儀では特に「五服圖」などに顯著である通り、「タテ」だけでなく兄弟姉妹を中心とする「ヨコ」の關係も同様に含んだ傳統的・儒教的家族關係が再現されていた²⁶。親子關係に對應する君臣關係は専ら皇帝との間にしか成立しておらず²⁷、官人間で交わされる書簡の場合はこれらとは別の體系のものとしてとらえねばならないように見える。差出人と受取人の主從關係は相對的なもので、昇進降格により兩者の關係は變動しうるという點においても、内外族書儀の尊卑長幼の序列の基準とは同じ性質のものではない。さらに、同じ相手であっても起居狀、委曲、公狀と用途に應じて おおやけ と わたくし の書式が使い分けられており、差出人と受取人の關係だけで決定されるものではなかった。このような點においても内外族書儀に完全になぞらえることは不可能であろう²⁸。また、P.3442『書儀』「表凶儀一十

²³ [山本 2013] 参照。

²⁴ [山本 2012] 参照。

²⁵ 『十三經注疏：附校勘記』北京：中華書局，1980，1602 頁。

²⁶ [山本 2010]、[山本 2011]、[山本 2012] 参照。

²⁷ 書簡の中で差出人「臣」と名乗るのも上奏文に限られている。

²⁸ [廣瀨 2007] では、國と國の關係には君臣關係、對等關係、非君臣上下關係があったことや

一首」「國哀奉慰嗣皇帝表」に書き手が「婦人」の場合の注意事項が見えるほか、
おおやけ の書簡に女性が關與していたことを示唆する書儀は見られず、おおやけ の領域からは女性が排除され、男性のみで關係が構築されている點も内外族書儀とは異なる²⁹。おおやけ の書簡文でも、内外族書儀に見られる儒教的禮制秩序の濃遍的な部分を取り入れることもあれば、身分に應じた特殊性も兼ね備えるのである。

3. 社會秩序を支えるもの——公私書札禮の背景

3.1 「有禮則安、無禮則危」

S.6537v 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』序文冒頭には『禮記』から「有禮則安、無禮則危（禮があれば安寧であり、禮がなければ危うい）」³⁰の一句が引用される。また、禮というものについて『禮記』「曲禮」には「夫禮者、所以定親疏、決嫌疑、別異同、明是非也（それ禮は親疎を定め、嫌疑を決し、異同を別ち、是非を明らかにする所以なり）」³¹と述べられる。社會生活においては物事の區別を認めた上で、それに沿って秩序ある言動をとることが大切であったと思われる。このように古代、禮により社會秩序を維持することが非常に重視されていた³²。

儀禮書としての役割も擔う書儀の編纂は、國家 の禮制度とも密接に関わっていた。そして、その内容は各 家 の流儀に基づく禮儀作法を記した家禮とは異なり、諸家の禮儀を鑑み取舍選擇した結果を反映して、衆人の同じくするところ、大方の規範とすべきものを廣く取り入れたものである³³。裴矩、杜友晋、鄭餘慶、劉岳の書儀は半ば公的な編纂物といえるものであった³⁴。さらに、禮に疎く理解が

國家間の擬制親族關係について取り上げられる。君臣關係が貫徹しない、つまり「タテ」の關係だけに納まらない事例の存在が指摘されており、個對個（個人と皇帝）だけでなく、國對國でも類似的の秩序が組み立てられていることは注目される。

²⁹ 女性の書儀・書簡文については、拙文「書儀中の傳統與時俗——以有關女性的記載爲中心」（『金塔居延遺址與絲綢之路歷史文化國際學術研討會論文集（假題）』2014 年刊行豫定）参照。

³⁰ 『十三經注疏』1231 頁。

³¹ 『十三經注疏』1231 頁。

³² 『唐五代書儀研究』序においても「中國は長い封建社會で禮と法が互いを補い、三綱六紀を核とする倫理道德を維持してきた。書儀は『儀禮』を通俗的にしたもので、唐代以降、書儀は家庭で常備する百科全書となった。我が國は古代以來、人の呼び名から親族の間のつきあいまで異常に複雑で、書儀中でも詳細に書くことで長幼の別を明らかにした」とあるように、禮だけでなく法も同様に社會秩序の維持に不可欠なものであった。

³³ その結果として、國家の禮制だけでなく、當時の俗習が反映されることもある。前掲「書儀中の傳統與時俗——以有關女性的記載爲中心」参照。

³⁴ 例えば、S.6537v 序文には鄭餘慶とともに『大唐新定吉凶書儀』の編纂に関わった人物の名が挙げられており、いずれも朝廷で比較的高いポストに就いている。[姜伯勤 1996] 426 頁において、

難しい者のために、これらの中央の書儀にならい、地方でも獨自にその要點を抽出してまとめた書儀が作られていた³⁵。その中には家庭内での非常に私的な書簡から、皇帝への表まで各種書簡の模範文を一貫して収録し、用語から書式に至るまで細やかに規定することで具現化し、尊卑長幼上下親疎の秩序を顯在化させ、書儀の利用者に認識させようとしていた。たとえ わたくし の書簡であっても おおやけ の禮に従うことが求められていたといえる³⁶。こういった背景には、個々人が尊卑長幼に従い自分の立場をわきまえ、社會を構成する最小の共同體である 家 の秩序を正すことなく、その集合體である 國家 を安定させることはできないとの考えも働いていたのではないだろうか³⁷。

裴矩、杜友晋、鄭餘慶、劉岳の各書儀は、それぞれ『貞觀禮』『顯慶禮』『開元禮』『曲臺新禮』といった欽定の禮書の改編に合わせ、編纂が繰り返されていたことが指摘される。さらに、[呉麗娛 2002] 489 頁では、禮の制定は強大な國家のもと政權が安定しているときに行われるものであるとの指摘がある。

³⁵例えば、P.2616v 他『新定書儀鏡』に引用される「黃門侍郎盧藏用儀例」に「書疏之興、其來自久。…（中略）…。至於稱謂輕重、闕而不聞。齊梁通賢、頗立睹統。然而古今遷變、文質不同、江南士庶、風流亦異。致令晚生後學、無所取則。聊因暇日、纂述諸儀、務存簡要、以裨未悟。士大夫之風範蓋在是矣。將以傳諸子弟、非敢出於戶庭。」と、張敖は『新集吉凶書儀』序文において「今朝庭遵行元和新定書儀、其間數卷、在於凡庶、固無所施、不在於此。今採其的要、編其吉凶、錄爲兩卷、使童蒙易曉、一覽無遺、故曰纂要書儀。敍之云爾」と、元和新定書儀（＝鄭餘慶の書儀）が庶民には役に立たないので、童蒙にもわかりやすく要點をまとめたという経緯を述べている。

³⁶例えば、P.3442『書儀』の中では「兄弟姉妹喪告答姪及外甥書」に「汝念抑割、以全禮制、勿使吾憂」と、「舅姨喪告答舅姨之子書」においても「惟念自抑割、以全禮制」と、家庭内で交わされる書簡の中でも禮制を全うすることを期待する文言が加えられている。また一方で、実際には[呉麗娛 2002] 490 頁に指摘があるように、『唐會要』卷三七「服紀上」「夫禮、緣人情而立制、因時事而爲範、變古者未必是、循舊者不足多也」と人情に沿うかたちでの禮の制定を求める聲もあった。

³⁷『禮記』『大學』には「古之欲明明德於天下者、先治其國。欲治其國者、先齊其家。欲齊其家者、先修其身。欲修其身者、先正其心。欲正其心者、先誠其意。欲誠其意者、先致其知、致知在格物。物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身修、身修而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平（いにしへの明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ずその國を治む。その國を治めんと欲する者は、先ずその家を齊う。その家を齊えんと欲する者は、先ずその身を修む。その身を修めんと欲する者は、先ずその心を正しくす。その心を正しくせんと欲する者は、先ずその意を誠にす。その意を誠にせんと欲する者は、先ずその知を致す。知を致すは、物に格るにあり。物格りてのち知至る。知至りてのち意誠なり。意誠にしてのち心正し。心正しくしてのち身修まる。身修まりてのち家齊う。家齊いてのち國治まる。國治まりてのち天下平かなり）」（『十三經注疏』1673 頁）、『周易』『家人』には「父父、子子、兄兄、弟弟、夫夫、婦婦、而家道正。正家而天下定矣（父は父たり、子は子たり、兄は兄たり、弟は弟たり、夫は夫たり、婦は婦たり、而して家道正し。家を正しくして天下定まる）」（『十三經注疏』50 頁）と見える。また、[張文昌 2012] 387-388 頁では、先秦の頃は 家 と 國 は相對する存在としてとらえられていたことが指摘され、家禮 とはすなわち 國禮 であったとする。さらに、秦から漢になると皇帝と百姓の間におおやけ と わたくし の間で二重のつながりが出来、頂點となる皇帝權力に「君」と「父」というふたつの性格を持たせる秩序が形成されたという。

3.2 おおやけ に わたくし を入れず——官人の心得

ところで、時代が下るにつれて、書儀の中で おおやけ の立場にある人同士で取り交わされる書簡に関わる内容の占める割合が増加していくことが繰り返し指摘されている³⁸。また、私信の形式を借りつつも公文書的な性質を持つ書簡文や、専ら官人の間で使用されていた語句が私信にも取り入られていくことが知られる³⁹。しかしながら、逆に おおやけ の領域に わたくし を持ち込むことは許されなかったようで、官人の間で交わされる書簡の模範文で私情に觸れられた例は見られない。

公文書の書き手、發信者となりうる官人は 國家 に仕えると同時に、當然ながらそれぞれの 家 においてプライベートな空間・時間を持っていた。しかし、おおやけの場にわたくしごとを持ち込むことは慎むべきであるとされていた。官人の心得として、敦煌本『百行章』「勤行章第十」には「居官之體、憂公忘私（官に就くものとしての本質は、公を憂い私を忘れることである）」の一文が見える⁴⁰。官にあつては、公のために盡くし、私事を顧みない姿勢が求められていた。S.361+S.329 他『書儀鏡』「四海平蕃破國慶賀書」の中でも「忠臣無私、自古常也（忠臣に私無きは、いにしえよりの常なり）」と述べられている。現存する書儀ではその実践方法が具体的には述べられていないもの おおやけ の書簡では わたくし に言及しないことは一貫している。書儀以外の資料によって示すならば、避諱についての公私の區別がその一例として挙げられるであろう。『禮記』「曲禮上」に見える「君所無私諱（君のところでは私諱なし）」⁴¹の一文には鄭玄により「謂臣言於君前、不辟家諱。尊无二（臣下は君主の前では、自身の家で行われている諱を避けない。君主の尊きこと並ぶ者はないためである）」という註が附される⁴²。このように わたくし に優位する権力として おおやけ が存在したと考えられる。前述の平闕の場合についても、敦煌に残された私信の実例でも おおやけ の対象には厳格に行われており、わたくし の領域でも おおやけ の禮が支配的な構圖が成り立っていたのも、鄭玄の註のような理由があったからではないかと推察される。

³⁸ [吳麗娛 2002] [張小豔 2007] など。

³⁹ 例えば、「伏惟照察」は、敦煌發見の書儀の中でも頻繁に見られる定型句であるが、古い用例は官人の間で交わされる公的性格を帯びた書簡が中心で、私信では P.4050 等「（擬）書儀」など比較的遅い時代の書儀にしか見出すことができない。

⁴⁰ 敦煌本『百行章』全文は [鄧文鵬 1985] を参照した。

⁴¹ 「卒哭乃諱。禮、不諱嫌名。二名不偏諱。逮事父母、則諱王父母。不逮事父母、則不諱王父母。君所無私諱、大夫之所有公諱。『詩』『書』不諱、臨文不諱。」（『十三經注疏』1251 頁）

⁴² この一節は、『顔氏家訓』「風操篇」においても引用されており、廣く受け入れられていたものと思われる。

おわりに

以上、本稿では私的な交流に用いられる内外族・四海・僧尼の各書儀に対する考察の結果を踏まえつつ、おおよけ の場における書札禮について検討を加えた。官人の間で交わされる書簡でも、一方では私信の書式が用いられると同時に、また一方では公文書が運用され、差出人と受取人が同じであっても用途・目的により使い分けがなされていたことが明らかとなった。その考察の過程で、これまで実際の書簡をもとに復元されてきた書式について、書儀の規定するものとほぼ一致することがわかった。そして、その書札禮の體系はやはり内外族書儀と類似する部分が確認された。特に皇帝を受取人とする表では父母に對する書札禮との間に一致する部分が多く、書儀では 國家 と 家 というふたつの異なる枠組みの中で、同じ原理に従い共通の要素により書札禮が二重に構成されていたといえる⁴³。これは、おおよけ と わたくし 兩者の秩序を同様に維持する方法として意圖を持って行われたものと考えられる。

参考文献

【日文】(五十音順)

- 赤木崇敏 2003 : 「曹氏歸義軍節度使時代の外交關係文書」『シルクロードと世界史』132-157 頁
- 2008 : 「唐代前半期の地方文書行政——トウルファン文書の検討を通じて」『史學雜誌』117 (11), 75-102 頁
- 坂尻彰宏 2012 : 「杏雨書屋藏敦煌秘笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15 , 374-389 頁
- 廣瀬憲雄 2007 : 「日本の對新羅・渤海名分關係の検討 : 『書儀』の禮式を参照して」『史學雜誌』116 (3), 69-87 頁
- 山本孝子 2011 : 「僧尼書儀に關する二、三の問題——敦煌發見の吉凶書儀を中心として」『敦煌寫本研究年報』第 5 號 , 225-244 頁
- 2012 : 「書儀の脈及と利用——内外族書儀と家書的關係を中心に」『敦煌寫本研究年報』第 6 號 , 169-191 頁
- 2013 : 「ハコを用いた封緘方法——敦煌書儀による一考察」『敦煌寫本研究年報』第 7 號 , 281-296 頁

⁴³ 「忠」と「孝」のあり方にも關わるかと思われるが、本稿の眼目は書儀に見える公私書札禮の考察にあり、倫理思想の問題は主旨からはずれるため觸れない。

【中文】(ピンイン順)

- 鄧文鵬 1985：「敦煌寫本《百行章》校釋」『敦煌研究』1985 年第 2 期，71-98 頁
- 杜文玉 2005：「五代起居制度的變化及特點」『陝西師範大學學報（哲學社會科學版）』，2005 年第 3 期，102-110 頁
- 樊文禮・史秀蓮 2009：「唐代書牘文“委曲”研究」，『中國典籍與文化』，2009 年第 2 期，4-9 頁
- 姜伯勤 1996：「唐禮與敦煌發現的書儀——《大唐開元禮》與開元時期的書儀」『敦煌藝術宗教與禮樂文明：敦煌心史散論』北京：中國社會科學出版社，425-441 頁
- 李嵩 2010：「《桂苑筆耕集》所見“委曲”探蹟」，『中國典籍與文化』2010 年 2 期，13-25 頁
- 梁太濟 2000：「“別紙”“委曲”及其他」，『韓國傳統文化・歷史卷』北京：學苑出版社，16-34 頁
- 吳麗娛 2001：「關於 S.078v 和 S.1725v 兩件敦煌寫本書儀的一些看法」，段文杰・茂木雅博主編『敦煌與中國史研究論集：紀念孫修身逝去一周年』，蘭州：甘肅人民出版社，168-178 頁
- 2002：『唐禮摭遺：中古書儀研究』北京：商務印書館
- 2007：「試論敦煌書儀中的官場起居儀」，劉進寶・高田時雄主編『轉型期的敦煌學』上海：上海古籍出版社，263-278 頁
- 張小豔 2007：『敦煌書儀語言研究』北京：商務印書館
- 張文昌 2012：『制禮以教天下——唐宋禮書與國家社會』臺北：臺大出版中心
- 周一良・趙和平 1995：『唐五代書儀研究』北京：中國社會科學出版社
- 趙和平 1993：『敦煌寫本書儀研究』臺北：新文豐出版

（作者は日本學術振興會特別研究員）